

吸収分割契約に関する事前備置書類  
(簡易吸収分割)

2023年9月21日

セーレン株式会社  
セーレン商事株式会社

2023年9月21日

各位

福井県福井市毛矢1丁目10番1号  
セーレン株式会社  
代表取締役会長 川田 達男

福井県福井市毛矢1丁目10番1号  
セーレン商事株式会社  
代表取締役社長 吉田 浩巳

## 会社分割に係わる事前開示書面

(吸収分割会社/会社法第 782 条第 1 項及び会社施行規則第 183 条に基づく事前備置書面)  
(吸収分割承継会社/会社法第 794 条第 1 項及び会社施行規則第 192 条に基づく事前備置書面)

セーレン株式会社(以下「セーレン」という)及びセーレン商事株式会社(以下「セーレン商事」という)は、セーレンを吸収分割会社、セーレン商事を吸収分割承継会社とし、システム開発及びシステム販売事業に関する権利義務をセーレン商事に承継させる吸収分割契約を締結致しましたので、会社法の規定に基づき、下記の通り開示致します。

### 記

1. 吸収分割契約の内容  
別紙1の通りです。
2. 分割対価の相当性に関する事項  
完全親子会社間の分割につき、分割対価の交付はありません。
3. 効力発生日に剰余金の配当等として、吸収分割承継会社の株式を吸収分割会社の株主に交付する旨の決議に関する事項  
該当事項はありません。
4. 分割会社の新株予約権者に対して交付する新株予約権の定め相当性に関する事項  
取扱いに変更はありません。
5. 吸収分割会社の計算書類等に関する事項
  - (1) 最終事業年度に係る計算書類等  
セーレンは、有価証券報告書および四半期報告書を提出しております。最終事業年度に係る計算書類については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)」又はセーレンの下記 Web サイトよりご覧いただけます。  
<https://www.seiren.com/invest/securities/>
  - (2) 臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容  
該当事項はありません。
  - (3) 最終事業年度後に生じた重要な後発事象  
該当事項はありません。

6. 吸収分割承継会社の計算書類等に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等

別紙2のとおりです。

(2) 臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度後に生じた重要な後発事象

該当事項はありません。

7. 吸収分割会社及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

吸収分割会社であるセーレン及び吸収分割承継会社であるセーレン商事のそれぞれの資産及び負債について、本吸収分割の効力発生日以後における両社の債務の履行に支障を及ぼす事情の発生及びその可能性は現在のところ認識されておらず、当該効力発生日以後においても、両社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれており、両社が負担すべき債務については、履行の見込みの問題ないものと判断しております。

8. 事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項をただちに開示いたします。

以上



## 吸収分割契約書

セーレン株式会社（以下「甲」という）とセーレン商事株式会社（以下「乙」という）とは、第1条に定める甲の事業に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という）について、以下の通り吸収分割契約（以下「本契約」という）を締結する。

## 第1条（吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、効力発生日（第3条において定義する）をもって、会社法が規定する吸収分割の方法により甲のシステム開発及びシステム販売事業（以下「本対象事業」という）に関して有する第4条に定める権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

## 第2条（分割当事会社の商号及び住所）

本吸収分割の吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、次の通りである。

## (1) 吸収分割会社

(甲) 商号：セーレン株式会社

住所：福井市毛矢1丁目10番1号

## (2) 吸収分割承継会社

(乙) 商号：セーレン商事株式会社

住所：福井市毛矢1丁目10番1号

## 第3条（効力発生日）

本吸収分割の効力発生日（以下「効力発生日」という）は、2023年11月1日とする。ただし、本吸収分割手続きの進行に応じ必要があると認められるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

## 第4条（承継する権利義務）

乙は、効力発生日において本対象事業に属する別紙「承継権利義務明細表」に掲げる資産、負債、契約、その他の権利義務を甲より承継する。

## 第5条（分割対価の交付）

乙は、本吸収分割に際し、乙が前条に基づき承継する権利義務の対価を交付しない。

## 第6条（増加すべき資本金及び資本準備金の額）

乙が本吸収分割により増加すべき資本金及び資本準備金の額は次の通りとする。

(1) 増加すべき資本金 0円

(2) 増加すべき資本準備金 0円

#### 第7条（株主総会による承認等）

1. 甲は、会社法第784条第2項の定めに従い、同法783条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本吸収分割を行うものとする。
2. 乙は、会社法第796条第2項の定めに従い、同法795条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本吸収分割を行うものとする。

#### 第8条（会社財産の善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、その業務執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼすような行為をなす場合には、あらかじめ甲乙協議の上、これを決定する。

#### 第9条（従業員の処遇）

乙は、本対象事業に主として従事する甲の従業員と甲との間の雇用契約を承継しないものとし、甲は本対象事業に主として従事する甲の従業員を甲から乙へ在籍出向させるものとする。

#### 第10条（分割条件の変更及び分割契約の解除）

本契約締結後、効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲または乙の財産または経営状態に重大な変動が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が発生した場合、その他必要がある場合は、甲乙協議の上、本契約に定める分割条件を変更し、または本契約を解除することができる。

#### 第11条（競業禁止義務の免除）

甲は、本吸収分割の効力発生後も、乙に対し、本対象事業について競業禁止義務を一切負わないものとする。

#### 第12条（本契約に定めのない事項）

本契約に定めるもののほか、本吸収分割に関して必要な事項は、甲乙協議の上、決定する。

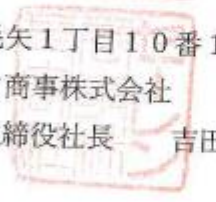
本契約の成立を証するため契約書1通を作成し、甲乙記名押印の上、本証を甲が、写しを乙が保有する。

2023年9月21日

甲 福井市毛矢1丁目10番1号  
セーレン株式会社  
代表取締役会長 川田 達男



乙 福井市毛矢1丁目10番1号  
セーレン商事株式会社  
代表取締役社長 吉田 浩巳



承継権利義務明細表

本吸収分割により、乙が甲から承継する権利義務の明細は、効力発生日において本対象事業に属する次に掲げる権利義務とする。

これらの権利義務のうち、資産及び負債については、2023年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、効力発生日の前日までの承継する資産及び負債の増減を加除したうえで確定する。

1. 承継する資産

(1) 流動資産

本対象事業に属する流動資産のうち、本対象事業の承継に必要なもの。ただし、甲乙の協議により承継することが適切でないとは判断されたものは除く。

(2) 固定資産

①有形固定資産

本対象事業に属する土地、建物を含む有形固定資産のうち、本対象事業の承継に必要なもの。ただし、甲乙の協議により承継することが適切でないとは判断されたものは除く。

②投資その他の資産

本対象事業に属する投資その他の資産のうち、本対象事業の承継に必要なもの。ただし、甲乙の協議により承継することが適切でないとは判断されたものは除く。

2. 承継する負債

(1) 流動負債

本対象事業に属する流動負債のうち、本対象事業の承継に必要なもの。ただし、甲乙の協議により承継することが適切でないとは判断されたものは除く。

(2) 固定負債

本対象事業に属する固定負債のうち、本対象事業の承継に必要なもの。ただし、甲乙の協議により承継することが適切でないとは判断されたものは除く。

3. 承継する契約関係

本対象事業の承継に必要なもの。ただし、甲乙の協議により承継することが適切でないとは判断されたものは除く。

4. 承継するその他の権利義務等

会社分割に伴う承継が可能な本対象事業に属する関係法令上の届出、登録、または許認可、免許等。ただし、甲乙の協議により承継することが適切でないとは判断されたものは除く。

以上





## 貸借対照表

(2023年 3月31日現在)

(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>( 資 産 の 部 )</b>	<b>3,641,744,192</b>	<b>( 負 債 の 部 )</b>	<b>2,100,116,553</b>
<b>流 動 資 産</b>	<b>2,835,737,624</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>2,090,490,911</b>
現金及び預金	31,930,901	電子記録債務	781,916,737
受取手形	9,601,974	買掛金	1,091,405,088
電子記録債権	10,462,157	未払金	61,901,930
売掛金	1,713,761,403	未払法人税等	89,693,600
商 品	383,493,842	未払費用	16,352,766
製 品	1,361,310	賞与引当金	23,693,600
原 材 料	7,198,554	その他の流動負債	25,527,190
未成工事支出金	1,352,339		
分譲支出金	32,109,825		
未収消費税	29,457,327		
未収入金	21,749,357		
短期貸付金	590,000,000		
その他の流動資産	4,241,543		
貸倒引当金	△982,908		
<b>固 定 資 産</b>	<b>806,006,568</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>9,625,642</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>669,830,705</b>	預り礼金	380,700
建 物	327,063,824	受入保証金	7,814,200
構 築 物	8,886,165	退職給付引当金	1,430,742
機 械 装 置	1,362,579		
車輜及び運搬具	4,558,898		
工具器具及び備品	2,156,545		
土 地	325,802,694		
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>9,711,788</b>	<b>( 純 資 産 の 部 )</b>	<b>1,541,627,639</b>
電話加入権	206,722	<b>株 主 資 本</b>	<b>1,506,347,148</b>
ソフトウェア	9,505,066	<b>資 本 金</b>	<b>40,000,000</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>126,464,075</b>	<b>資 本 剰 余 金</b>	<b>201,960,000</b>
投資有価証券	77,019,309	資本準備金	27,000,000
出 資 金	200,000	その他資本剰余金	174,960,000
長期前払費用	953,395	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>1,264,387,148</b>
その他の投資	2,921,154	利益準備金	5,500,000
繰延税金資産	43,010,217	その他利益剰余金	1,258,887,148
差入保証金	2,360,000	繰越利益剰余金	908,887,148
		別途積立金	350,000,000
		<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>	<b>35,280,491</b>
		その他有価証券評価差額金	35,280,491
<b>資 産 合 計</b>	<b>3,641,744,192</b>	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>3,641,744,192</b>

## 損益計算書

自 2022年 4月 1日  
至 2023年 3月31日

(単位:円)

科 目	金 額	額
売上高		7,399,641,738
売上原価		6,447,071,187
売上総利益		952,570,551
販売費及び一般管理費		569,206,313
営業利益		<b>383,364,238</b>
営業外収益		14,746,377
受取利息及び配当金	1,927,471	
雑益	12,818,906	
営業外費用		49,758
雑損	49,758	
経常利益		<b>398,060,857</b>
特別利益		25,699,999
その他特別利益	25,200,000	
固定資産売却益	499,999	
特別損失		279,051
固定資産棄却損	279,051	
税引前当期純利益		<b>423,481,805</b>
法人税、住民税および事業税		163,329,932
法人税等調整額		△1,356,697
当期純利益		<b>261,508,570</b>